

平成 27 年第 25 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成27年第25回教育委員会会議

1 日 時 平成27年10月30日（金） 13時30分～14時30分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	池 田	光 司
委 員	阿 部	夕 子
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	長谷川	雅 英
学校施設担当部長	本 居	文 男
学校施設課長	佐 藤	敬 宏
計画係員	工 藤	大 志
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
学びの支援係長	塩 越	寛 史
学びの支援係員	佐 藤	弘 一
特別支援教育推進担当係長	田 中	進 一
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	岡 部	歌 織

4 傍聴者 1名

5 議 題

議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

議案第2号 公文書一部公開決定に対する審査請求に係る札幌市情報公開・
個人情報保護審査会への諮問について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成27年第25回教育委員会会議を開会します。

本日の会議録の署名は、池田光司委員と阿部夕子委員にお願いします。

本日は、池田官司委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第2号は、不服申立てに関する事項です。

教育委員会会議規則第14条第1項第5号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号は公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第1号「札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」についてご説明します。

まず、札幌市立の特別支援学校高等部に関わる配置計画と学則改正の内容についてご説明します。

資料2ページの配置計画と学則改正の内容をご覧ください。「1 公立特別支援学校配置計画と札幌市立特別支援学校学則の定員」についてです。

配置計画は北海道教育委員会が策定するもので、高等部における各特別支援学校の翌年度の第1学年の定員を定めるものであるのに対して、学則は各校高等部の全学年の学科ごとの総定員を定めるものです。そこで、総定員に変動が生じる場合には学則の改正が必要となります。

次に、「2 平成28年度配置計画（本市関係分抜粋）」です。

平成27年度と比較して28年度の定員数に変更があるのは、網掛けをしている山の手養護学校の普通科のみとなっています。27年度より1学級3名減となっています。

なお、山の手養護学校の普通科とは、病弱と肢体不自由など複数の障がいをおぼせ持つ生徒を対象とした学科です。

次に、「3 学則改正の内容」についてです。今回、学則改正が必要となる山の手養護学校のみご説明をしますので、資料を1枚めくっていただき、(2)山の手養護学校（病弱）の表③をご覧ください。

平成28年度の第1学年の定員数について、普通科は8名と変更はありませんが、普通科（重複）の入学予定が3名以下となることが予定されることから、6名から3名へと3名の定員減となっています。また、普通科においては学年進行に伴い、第3学年が卒業し、入学予定が8名以下となることが予想されることから8名の定員減となっています。

このため、総定員は表③の上段網掛けのとおり、50名から39名に減ることとなり、学則の改正が必要となります。

次に、資料1ページ目の札幌市立特別支援学校学則新旧対照表にお戻りください。表の右欄にある改正案ですが、既にご説明したとおり、山の手養護学校において定員数の変更がありますので、表のアンダーライン部分について、別表1の山の手養護学校高等部の定員を50名から39名に改めることについてお諮りするものです。

なお、当該学則の改正は平成28年度の入学定員に係る内容のものであり、施

行期日は平成28年4月1日（金）となりますが、例年11月ごろに行う各学校の生徒募集事務に伴う募集要項の告示までに確定させる必要があることから、今回の教育委員会会議にお諮りしました。

また、配置計画については資料の4ページ以降にありますので、後ほどご覧いただければと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますか。

○池田（光）委員 総定員を定めていることから今回の変更が生じたということですが、総定員を定める必要性、例えば大枠のものは要るのかもしれませんが、その中の変動があった場合のことを想定すると、総定員枠を定めると、その都度改正しなければならないことになると思います。それはどういう意味合いなのでしょう。

○特別支援教育推進担当係長 配置計画で出される定員は、次の学年の1学年の定員を毎年8名募集、3名募集というその学年の定員なのですが、市立特別支援学校の学則というのは、3学年全部を合わせた総定員数のことを指しています。例えば、来年、病弱の養護学校を受けるお子さんがとても多くて2学級分が必要となると、その分だけ定員が増えてしまうので、学則を翌年変えることとなります。逆に、学則をはじめから縮めていると、それ以上とれない状況が生じてしまうので、柔軟に受け入れる体制をとれるように、配置計画と学則は分けて定めているということになります。

○池田（光）委員 今の形の方が便利だということですか。

○特別支援教育推進担当係長 今年が多ければ、2間口分多くとるという計画も立てられますし、それが、例えば、学則で今年の39人が最大としてしまうと、山の手に来たいという子が多くなっても1間口以上はとれない状況になってしまうので、その幅に応じられるように、総定員数と募集定員を分けて指定していく形になります。

○池田（光）委員 総定員を定めていて、今回は少なくなったと理解してよいのですか。

○特別支援教育推進担当係長 少なくなっているということです。例えば、来年は1学級しか募集しないと配置計画に出すということは、先生の数も1学級

分しか配置されないことになります。そのときに総定員だけが2学級分のまま残っているということは、1学級の先生で定員を超えた数だけを受入れなければならない状況もあります。逆に言うと、教育内容の低下を招くので、1学級募集するときにはきちんと1学級分の定員にするし、2学級必要な場合には2学級分だけ定員数を広げていくというふうに幅を持たせている形になります。

○池田（光）委員 考え方として、最初にその枠を決めるのではなくて、需要があるかどうかというところから配置計画も決まってくるのですね。

○特別支援教育推進担当係長 そうです。何名ぐらい次年度に来るかというところから募集定員を定めています。

○長岡教育長 非常に弾力的な取扱いをしているということになりますね。需要といいますか、募集がある程度把握できるから、それに合わせて変えていくということですね。

○阿部委員 枠自体、どのようにニーズの把握をするのですか。今回、50名から39名で11名減らすということですね。

○学校教育部長 3ページをご覧ください。先ほどご説明をした表③で、平成27年度は第3学年が16名になっていますが、この生徒は卒業するので、28年度はそこに27年度の2年生の8名が上がってくるということで、ここは学年順送りで見込めます。新1年生の部分については、教育相談が事前に行き届いていて、何名入るかということは把握できることになっています。平成28年度については希望が3名で、今年度の1年生の6名より3名減で、卒業生が16名から8名になって、3年生は8名になります。マイナス8になって、合わせて11名の減が来年は見込まれるので39名となって学則も変更するという形です。事前の教育相談でニーズを把握しています。

○阿部委員 教育相談は任意ではないのですか。

○教育推進課長 こちらの高等部に上がる子どもたちは、山の手小・中がありますので、持ち上がりの人数がほとんどとなっています。特に、重複に関しては、一般の中学校から山の手を希望する方はほぼ皆無ですので、今、山の手（重複）の中学3年生は山の手高校に何名上がるかという調査があり、把握はほぼ確実だと思います。

普通科に関しては、ほかの中学3年の学級から山の手に進学希望という形もないことはないのですが、現在、山の手の中学部に通っている子どもたちのうち8名をきるといふ進路指導状況ですから、仮にほかの中学の学級から山の手に入りたいという方が数名いらっしやっても受入れはできる状況です。

○山中委員 見込みが外れて、そのために定員を増やさなければならない、減らさなければならないということになると、また学則を改正することになるのですか。

○教育推進課長 今のところ、過去の状況ではほぼ外れないという形ではあります。

○山中委員 経験上はそうだと思いますが、実際に見込みが外れるようなことが生じた場合は、学則を変えなければならないということになるのですか。

○特別支援教育推進担当係長 高等部なので、厳密に言うと入学者の選考がある形になるのです。大幅にずれることは余りないのですが、万が一、例えば、10名ぐらいまでだったら、8名定員だけれども、校長の判断で何とか合格させましようということがあるのですけれども、それを大幅に超えてしまうと落とさざるを得ないということは出てくることもあります。

○山中委員 予算に関係すると思いますが、弾力的なように見えながら、枠を狭めたり、広げたりを一々やっています。なぜ毎年そこまでしなければならないのだろうかというのが、池田（光）委員の質問なのだろうと思います。一般的には本当に分かりにくいと私も以前から思っていました。民間の組織だと、大枠を決めてしまえば、あとは裁量、運用の上でできるようになっているのですが、予算を使って、あるいは、教員を増やす、減らすということと関連してくると、そうはいかないという趣旨ですか。

○教育推進課長 教員の数は影響がかなり大きくて、こちらは採用試験にも影響するのです。それが1校で1名であればよいのかもしれませんが、全道で何名ということになりますと、影響の数がかなり大きくなります。

○池田（光）委員 需要があつて、こういう縛りがあるので、もし入れない子がいたというときには非常に心苦しいものがあるので、その辺りの自由さを現場でももう少し持つような仕組みに変えていった方がよいと思います。そこまで

考えていらっしゃるかと思えます。

○**教育推進課長** こちらで8名という形でやっても、実際に1名、2名増えるということであれば、校長裁量の幅は若干持たせています。

○**池田（光）委員** その都度変更しなくても、山中委員がおっしゃったように大枠の中で裁量していくような形がとれた方が将来的にはよいのではないかという気がします。

○**長岡教育長** 今まで、道も含めて、4ページ以降に配置計画があり、その中で札幌市の特別支援学校も含まれて間口の整理が毎年されています。これは、大きな部分での経験予測というか、冒頭にお話しされたように、それほど変わらないという傾向といいますか、把握はしっかりされているのですね。

○**教育推進課長** 1つの学校に集中した場合には、中学校の進路指導段階で分散させるなどの配慮はしています。

○**長岡教育長** そういうことはないのでしょうかけれども、仮にあった場合の対応として、山中委員、池田（光）委員からも弾力的な取扱いをというお話もありましたので、そこのところは運用の話として可能な限りできることは考慮していただければと思います。議案第1号については、提案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**長岡教育長** それでは、提案どおり決定されました。

次に、議案第2号ですが、公開しないことといたしますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

〔傍聴者は退席〕

以下 非公開